

令和3年小野町議会定例会6月会議

議事日程（第1号）

令和3年6月9日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第23号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第2号）
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第 5 議案第24号 小野町税条例等の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、以下日程第8まで同じ〕
- 日程第 6 議案第25号 小野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第26号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第27号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第28号 小野町クライアントパソコン等更新業務契約の締結について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第10 議案第29号 小野町立小野小学校蛇口等自動水栓購入契約の締結について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第11 議案第30号 小野町立小中学校電子黒板映写兼用黒板等購入契約の締結について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第12 議案の委員会付託
- 日程第13 請願・陳情の委員会付託
- 日程第14 報告第 2号 令和2年度小野町一般会計予算繰越明許費繰越の報告について
- 日程第15 報告第 3号 令和2年度小野町一般会計予算事故繰越しの報告について
- 日程第16 報告第 4号 令和2年小野町水道事業会計予算繰越の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	會	田	百合子	君	2番	中	野	孝一	君
3番	緑	川	久子	君	4番	先	崎	勝馬	君
5番	渡	邊	直忠	君	6番	会	田	明生	君
7番	吉	田	康市	君	8番	宗	像	芳男	君
9番	水	野	正廣	君	10番	久	野	峻	君

11番 竹川里志君

12番 田村弘文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上昭正君	教育長 職務代理者	先崎慎也君
総務課長	吉田吉広君	企画政策課長	西牧英一君
税務課長	吉田徳一君	町民生活課長	鈴木稔君
健康福祉課長	先崎秀一君	子育て支援課長	村上昭一君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	郡司功君	地域整備課長	遠藤靖次君
教育課長	佐藤浩君	会計管理者 兼出納室長	吉田ひろ子君
代表監査委員	佐久間金治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	石井一一	次長	郡司治子
書記	清水綾子	書記	佐藤真路

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（田村弘文君） ただいまから令和3年小野町議会定例会6月会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
-

◎議事日程の報告

- 議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、
5番 渡 邊 直 忠 議員
6番 会 田 明 生 議員
を指名します。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（田村弘文君） 日程第2、定例会6月会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
5番、渡邊直忠議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 渡邊直忠君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（渡邊直忠君） 去る6月4日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和3年小野町議会定例会6月会議の会議日程については、6月9日から6月14日までの6日間を目途に進めることといたしました。

次に、議案の採決方法について、議案第23号については起立採決とし、議案第24号から議案第30号までについては簡易採決により行うことといたしました。

なお、議案第28号から議案第30号までについて委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

次に、陳情の取扱いについて、陳情第2号及び陳情第4号については総務文教常任委員会に付託をし、陳情第3号及び陳情第5号については厚生産業常任委員会に付託をし、審査することと決定いたしました。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いいたします。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会6月会議の日程は本日から6月14日までの6日間を目途に進めることといたします。

次に、議案の採決方法について、議案第23号については起立採決とし、議案第24号から議案第30号については簡易採決により行うことといたします。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いします。

定例会6月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長職務代理人、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、本日まで受理した、請願・陳情は4件であります。

これで、諸般の報告を終わります。

◎議案第23号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第23号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第23号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和3年小野町議会定例会6月会議が開催されるに当たり、議員各位にはご出席を賜り、衷心より感謝を申し上げます。

今定例会におきましては、町政執行上重要な補正予算案件1件、条例の改正案件4件、契約締結案件3件、報告3件をご提案、ご報告申し上げる次第であります。

以下、その概要についてご説明を申し上げますが、提出議案のご説明をいたす前に、今年度の主要な事業等の状況について申し上げます、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、喫緊の課題であります新型コロナウイルス感染症対策についてであります。ワクチン接種にしましては、接種計画の優先順位に従いまして先月上旬から医療従事者への接種を開始し、その後、65歳以上の高齢者施設入所者とその施設従事者、そして、65歳以上の方を対象に接種を進めているところであります。集団接種は、田村医師会のご協力を得て、6月5日から7月11日までの期間、土曜、日曜日を利用いたしまして1,620名の接種を行う予定であります。また、個別接種につきましても、町内の医療機関において順次始まっており、7月末日までには接種を希望する高齢者の方々への接種を終えるものと見込んでおります。

今般のワクチン接種に際しまして、医療関係者の皆様のご協力を改めて敬意と感謝申し上げます。

今後におきましては、基礎疾患をお持ちの方並びに60歳から64歳までの方を対象に接種を進め、最終的には60歳未満の接種対象の方にまでワクチンが行き届くよう、引き続き取り組んでまいります。

また、全国的に感染力の強い変異株の急増により感染が急速に広まり、それに伴う医療体制の逼迫、経済活動への深刻な影響など、日常生活に大きな不安が生じております。町では、感染予防対策を最優先課題といたしまして、感染防止と経済活動の維持に全力を挙げて取り組むため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの財源を活用しながら、感染予防対策や町民生活の支援、事業所の経営支援など様々な各種施策を展開し、町民皆様の安全・安心の確保に努め、一刻も早く平穏な日常を取り戻すことができるよう、力を注いでまいります。

次に、今年度は、新たに制定されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく、過疎地域持続的発展計画を策定いたします。

この計画は、昨年度で計画期間が終了となった小野町過疎地域自立促進計画に代わるものであり、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、策定するものであります。現在、庁内に、私を本部長とする計画策定本部を設定し、更に、作業チームとしてワーキンググループを立ち上げ、作業を進めているところであります。今後、計画の素案が作成できた段階において、議員各位からのご意見等を頂戴し、また、県との協議を経て、定例会9月会議にご提案することを目標に進めてまいります。

子育て支援対策といたしまして、認定こども園整備事業につきましては、昨年の6月に、本町と小野町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営に関する協定を締結し、施設の整備と運営をいたします社会福祉法人啓誠福祉会において、昨年度から園舎建設工事に着手するなど、令和4年4月の開園に向けて準備を進めているところであります。今後も、当該業者と連携を図りながら、円滑な運営と子育て環境の充実を図ってまいります。

また、新規事業として、今年度中に満1歳及び満2歳を迎えるお子さんの保護者に対しまして、お子さん一人当たり2万円の給付金を支給いたしまして、育児に負担のかかる乳幼児期の子育て世帯を支援してまいります。

教育環境の整備に関しまして、小・中学校の教育活動やスクールバスの運行に当たっては、アルコール消毒や換気の徹底など、新型コロナウイルス感染予防対策に努めており、保育園等の幼児施設におきましても、同様な措置を講じているところであります。また、文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、昨年度に整備いたしました、児童、生徒一人1台のタブレット端末等については、毎日の授業時に活用しております。今年度においても、教員に対する日常的なサポートが必要であることから、ICT支援員を配置し、指導体制の充実と教育効果の向上に努めてまいります。

安全・安全のまちづくりにつきましては、高齢運転者によるアクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いによる交通事故を防止するために、昨年度に引き続き、高齢運転者自動車急発進防止装置設置支援事業を実施するほか、防犯対策事業といたしまして、平成29年度より町内の交差点や通学路に防犯カメラを設置しておりますが、今年度は2か所、2基の設置を計画しており、早期の設置に向けて準備を進めております。

農業に関しましては、今年4月27日に霜による農作物への被害が発生いたしました。特に、町の振興作物の一つ、ピーマンの苗への被害が大きく、町といたしましては、ピーマン苗購入費の一部補助を実施したく、所要の予算を6月補正予算に計上させていただいておりますので、よろしくごお願い申し上げます。

また、基盤整備事業につきましては、担い手農家の農地集積、生産性の向上を図るため、現在2つの地区で事業を進めております。浮金第二地区では、県において測量設計事業等を実施しているところであり、今年秋頃から工事に着手する見込みであります。飯豊上地区では、令和4年度事業採択に向けて、採択要件の一つであります農地中間管理権の設定を、地権者の方々と調整しながら進めているところであります。

商工業に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者のうち、一定の売上が減少している事業者に対し、事業継続緊急支援給付金を支給し事業継続の支援を図るほか、事業所の従業員等で感染が確認された際の対応として、その事業者が自発的にPCR検査を実施する場合、その検査費用の一部を補助するなど、町内経済活動の継続と感染拡大の防止を図ってまいります。

なお、先月の31日までとする福島県全域を対象とした県独自の非常事態宣言の期間中、職員が町内の飲食店を個別に訪問し、午後8時までの営業時間の短縮のお願いと感染防止策の状況確認を行ったところであります。改めまして、営業時間の短縮にご協力いただきました飲食店の皆様に、心より感謝申し上げます。

以上、今年度の主要な事業等の状況のご報告といたします。

なお、繰り返し申し上げますが、新型コロナウイルス感染症対策は町の喫緊の課題であります。町といたしましては、感染予防対策と感染症の影響を受けている地域の経済活動を支援し、一日も早く、小野町が元気で

活気あふれる町に戻りますよう努めてまいりますので、引き続き議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提出議案に係る提案理由をご説明申し上げます。

議案第23号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に8,698万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億4,246万2,000円とするものであります。

補正予算の内容であります。歳入の主なものは、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金、イノシシ被害防止総合対策実証事業県補助金等を計上し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、財政調整基金繰入金等を増額補正するものであります。

歳出の主なものは、イノシシ被害防止総合対策実証事業業務委託料、成人式用抗原検査キット代、多目的研修集会施設ほか衛生環境設備改修工事費等を計上し、認可保育所等整備費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料、公共施設の感染症対策に係る経費等を増額補正するものであります。

以上、議案第23号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げましたが、細部につきましては、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（田村弘文君） 暫時休議といたします。

これより、ただいま町長から報告ありました最近の主な行政諸般の内容を記載した書面を配付いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○議長（田村弘文君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） なければ再開いたします。

◎議案第23号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第23号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第23号について質疑を終わります。

◎議案第24号～議案第27号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第5、議案第24号 小野町税条例等の一部を改正する条例についてから日程第8、議案第27号 小野町健康保険税条例の一部を改正する条例についてまで4議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第24号～議案第27号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第24号から議案第27号までの条例の一部改正案件4案件につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第24号 小野町税条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、段階的に施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、一つ目に、個人町民税均等割及び所得割、非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、国外に住む親族のうち年齢30歳以上70歳未満の留学している者、または障害者等以外の者は除外する改正。二つ目は、個人町民税の寄附控除対象から、学校法人や社会福祉法人等の特定公益増進法人に対する寄附金のうち出資目的の寄附金は除外すると改正。三つ目は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、対象品目を見直した上で適用期限を令和9年度分の個人町民税まで延長する改正。そのほか、地方税法等の改正に伴い、町税条例の関連する条項について必要な改正を行うもので、法の段階的施行に併せて施行するものであります。

次に、議案第25号 小野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、令和3年度税制改正大綱において、地方税関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについて、原則、押印を不要とする決定に伴い、小野町固定資産評価審査委員会条例の関連する条項について、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、固定資産の価格に係る不服審査の手続きの利便性向上を図るため、審査申出書及び口述書への押印を不要とする改正をするものであり、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第26号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月3日に公布され、同月13日に施行されることに伴い、小野町国民健康保険条例における傷病手当金の支給に関して、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の定義が改められたことから、小野町国民健康保険条例に定める傷病手当金の支給対象となる傷病名を同様に改めるものであり、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第27号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、国民健康保険税の賦課徴収に関する規定の形式について、国民健康保険法の規定に準ずる形式に改めるほか、県に納付する国民健康保険事業費納付金額に基づき国民健康保険税率を算定した結果、医療分に係る所得割、均等割及び平等割並びに介護分に係る所得割の税率を引き上げるとともに、医療分に係る均等割、平等割それぞれの軽減額を改正するもので、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものであります。

以上、議案第24号から議案第27号までの条例の一部改正案件4件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ担当課長に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくご説明申し上げます。

◎議案第24号～議案第27号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第24号 小野町税条例等の一部を改正する条例についてから議案第27号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの4議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第27号までの4議案について質疑を終わります。

◎議案第28号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第9、議案第28号 小野町クライアントパソコン等更新業務契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

[議世事務局長朗読]

◎議案第28号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） 議案第28号 小野町クライアントパソコン等更新業務契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、小野町クライアントパソコン等更新業務につきまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により業者8社を指名し、5月26日に入札を執行した結果、1,086万8,000円をもって小野町大字小野新町字門番100番地、有限会社印南電気が落札したものであります。予定価格が700万円以上であることから、契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第28号 小野町クライアントパソコン等更新業務契約の締結についてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いたします。

◎議案第28号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第28号 小野町クライアントパソコン等更新業務契約の締結について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第28号について質疑を終わります。

◎議案第28号の討論

○議長（田村弘文君） 議案に対する討論を行います。

議案第28号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第28号の討論を終わります。

◎議案第28号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第28号 小野町クライアントパソコン等更新業務契約の締結についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号については原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第10、議案第29号 小野町立小野小学校蛇口等自動水栓購入契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第29号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第29号 小野町立小野小学校蛇口等自動水栓購入契約の締結についてご説明

申し上げます。

本案は、小野町立小野小学校蛇口等自動水栓購入につきまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により町内業者6社を指名し、5月26日に入札を執行した結果、967万8,900円をもって、小野町大字小野新町字中通130番地3、株式会社大和田工務店が落札したものであります。予定価格が700万円以上であることから、契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第29号 小野町立小野小学校蛇口等自動水栓購入契約の締結についてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎議案第29号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第29号 小野町立小野小学校蛇口等自動水栓購入契約の締結について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第29号について質疑を終わります。

◎議案第29号の討論

○議長（田村弘文君） 議案に対する討論を行います。

議案第29号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第29号の討論を終わります。

◎議案第29号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第29号 小野町立小野小学校蛇口等自動水栓購入契約の締結についてお諮りいたします。本案は、原案

のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号については原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第11、議案第30号 小野町立小中学校電子黒板映写兼用黒板等購入契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第30号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第30号 小野町立小中学校電子黒板映写兼用黒板等購入契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、小野町立小中学校電子黒板映写兼用黒板等購入につきまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により業者9社を指名し、5月26日に入札を執行した結果、2,063万6,000円をもって、郡山市喜久田町卸1丁目71番地1、丸三株式会社が落札したものであります。予定価格が700万円以上であることから、契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第30号 小野町立小中学校電子黒板映写兼用黒板等購入契約の締結についてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。よろしくお願いたします。

◎議案第30号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第30号 小野町立小中学校電子黒板映写兼用黒板等購入契約の締結について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第30号について質疑を終わります。

◎議案第30号の討論

○議長（田村弘文君） 議案に対する討論を行います。

議案第30号を討論に付します。
討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第30号の討論を終わります。

◎議案第30号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第30号 小野町立小中学校電子黒板映写兼用黒板等購入契約の締結についてお諮りいたします。本案は、
原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については原案のとおり可決されました。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第12、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第13、請願・陳情の委員会付託を行います。

陳情第2号から陳情第5号までについては、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり付託いたします。

なお、陳情書の写しはお手元に配付のとおりであります。

◎報告第2号の報告

○議長（田村弘文君） 日程第14、報告第2号 令和2年度小野町一般会計予算繰越明許費繰越の報告についてから報告第4号 令和2年度小野町水道事業会計予算繰越の報告については、朗読を省略し、町長の報告を求めます。

町長。

村上村長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 報告第2号 令和2年度小野町一般会計予算繰越明許費繰越の報告についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度小野町一般会計において、翌年度に繰越しして使用できるとした繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。

繰越した事業は、企業対策事業から過年災公共土木施設災害復旧事業までの15事業でありまして、事業費総額は8億8,090万5,000円で、うち令和3年度に繰越した総額は5億9万8,000円であります。

繰越額の財源内訳につきましては、未収入分の国庫支出金が1億6,352万6,000円、県支出金が2億2,214万円、地方債が180万円、最後に一般財源が1億1,263万2,000円であります。

次に、報告第3号 令和2年度小野町一般会計予算事故繰越しの報告についてであります。地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和2年度小野町一般会計において、翌年度に事故繰越しした事故繰越計算書を調製したもので、報告するものであります。

繰越した事業は、林道整備事業から過年災公共土木施設災害復旧事業までの3事業でありまして、令和2年度支出負担行為額の総額は1億2,067万1,200円で、うち令和3年度に繰越した総額は8,713万1,500円であります。

繰越額の財源内訳につきましては、未収入分の特定財源が、国庫支出金、県支出金、地方債、合わせて8,040万8,000円、一般財源が672万3,500円であります。

次に、報告第4号 令和2年度小野町水道事業会計予算繰越の報告についてであります。地方公営企業法

第26条第3項の規定により、令和2年度小野町水道事業会計において、同法第26条第1項に基づき建設改良費を翌年度に繰越した額について報告するものであります。

繰越した事業は、排水管布設替事業でありまして、支払義務発生額は1,173万5,000円で、令和3年度に繰越した額は789万7,000円であります。

繰越額の財源内訳につきましては、工事負担金が433万3,350円、他会計補助金が350万円、損益勘定留保資金等が6万3,650円であります。

以上、ご報告を申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって本日の会議日程は全部終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午前10時48分